

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和6年10月4日

宮城県知事 村井嘉浩



1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 公益財団法人宮城県環境事業公社
- (2) 住所 宮城県黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地
- (3) 代表者の氏名 理事長 後藤 康宏

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地1、1番地、2番地、3番地、11番地2、11番地3、11番地4、11番地5、76番地、77番地、78番地、79番地、83番地1、鶴巣小鶴沢字金堰38番地2、44番地2、50番地3、51番地2、52番地、53番地、鶴巣小鶴沢字柳沢42番地1、42番地3、40番地1、40番地3、黒川郡大郷町東成田字板谷西山2番地6、2番地7、42番地、43番地

3 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハ）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物：燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上16種類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を含む。以下余白）

特別管理産業廃棄物：廃石綿等

5 産業廃棄物処理施設の処理能力

埋立面積 614, 280平方メートル
埋立容量 10, 944, 000立方メートル

6 許可年月日

令和6年10月4日

7 許可番号

10-14-2

8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間

要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。

9 担当課

宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）